

生産パートナー向け行動規範

ワークマンは、お客様の声を製品に活かし、「声のする方に、進化する。」を企業理念としています。本行動規範は、ワークマンの商品の生産に関わるすべての生産パートナーが企業理念の実現に向け、どのように行動すべきかについて、基本的な考え方と具体的な行動指針を示すものです。

【一般的な遵守事項】

生産パートナーは、事業活動を行う国・地域で適用されるすべての法令、政府機関の命令、及び取引慣行として一般に要求される社会規範（以下、「法令等」という。）に従わなくてはならない。

【労働者】

生産パートナーは、たとえ法令等に違反しなくとも、15歳又は義務教育を修了する年齢のいずれか高い年齢未満の者を労働に従事させてはならない。

生産パートナーは、たとえ法令等に違反しなくとも、労働者個人の自由な意思に反して労働をさせてはならない。例えば、拘束労働、強制労働、奴隷労働、又は人身取引を通じた労働をさせてはならない。

また、生産パートナーは、労働者に対し、労働とは無関係に労働者を心理的又は法的に拘束すること等を目的として、労働者の個人的な財物、情報等の提供を要求してはならない。また、労働者の移動の自由は、これを制限してはならない。

【労働条件】

（賃金）

生産パートナーは、法令等に基づいて労働者と労働契約を締結し、賃金及び諸手当を支払わなければならない。賃金の額は、法令等によって保障された最低の金額以上でなければならない。労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことが可能な金額でなければならない。なお、当該金額より現在の賃金が高いことのみを根拠に、賃金を減額してはならない。

生産パートナーによる懲罰を目的とした金銭の控除は、これを禁止する。

(労働時間)

生産パートナーは、法令等に定められた労働時間を遵守しなければならない、いかなる状況においても一週間の正規の労働時間は 48 時間を超えてはならず、残業も含めた一週間の労働時間は 60 時間を越えてはならない。また、生産パートナーは、労働者に 7 日に 1 度は連続した 24 時間の休暇を与えなければならない。

なお、生産パートナーは、労働者に対して、残業時間については割増賃金を支払われなければならない。

【良好な職場環境の維持】

生産パートナーは、すべての労働者を個人として尊重するとともに、良好な職場環境の維持・向上に努めなければならない。また、生産パートナーは、労働者が安全に労務を提供できるような環境を提供する義務を負う。

生産パートナーは、職場において、肉体的又は精神的な暴力・虐待がなされないようにする義務を負う。また、生産パートナーは、職場において、性的嫌がらせを含む一切のハラスメントが行なわれないようにする義務を負う。

特に、生産パートナーは、法令等及び就業規則に違反する従業員に対して、上記の暴力・虐待又はハラスメントによる安易な解決を目指すのではなく、就業規則等に定めた懲戒手続きによって解決しなければならない。

また、生産パートナーは、労働者の人種、性別、肌の色、国籍、信仰、年齢、妊娠、婚姻状況、社会的又は民族的出自、性的指向、政治的意見、障がい、労働組合への参加・不参加、又はその他の状況による差別をしてはならない。

生産パートナーは、建物その他の構造物について防災対策がとられていること、工場機械その他の設備について安全対策がとられていること、及び、労働環境が衛生的な状態にあり、かつ化学物質が適切に管理されていることを保障しなければならない。労働者に対して居住場所を提供する場合は、当該場所についても同様の基準を保障しなければならない。

【労働組合結成の自由】

生産パートナーは、労働者が集団を結成し、また集団で生産パートナーと交渉することを認め、かつこれを尊重しなければならない。

【内部通報制度】

生産パートナーは、労働者が行った自社内部で行われている不正の告発に対しては、報復をしてはならず、当該不正に対して真摯に解決に取り組まなければならない。

【環境保護】

生産パートナーは環境に関連するすべての法令等を遵守するだけでなく、よりよい地域環境作りに努めなければならない。

【本行動規範の遵守及び是正措置】

生産パートナーは、本行動規範への遵守状況を確認するため、ワークマンが労働者へコンタクトをすること、生産パートナーの施設へ立入ること、及び関連文書へのアクセスすることを許可しなければならない。

本行動規範への違反が発見された場合、生産パートナーは問題となった事項について、ワークマンと誠意をもって協議し解決しなければならない。生産パートナーが本行動規範に違反したと認められた場合、ワークマンは発注の即時の取消し、又は取引の即時の停止を含む、しかるべき措置をとることができる。

【再委託及び資材調達】

生産パートナーは、ワークマンから受けた発注を下請業者に再委託する場合、当該再委託先の事業活動が本行動規範に沿うものであることを保証しなければならない。

また、生産パートナーは、商品を製造するために必要な原材料等を外部から調達する場合、本行動規範に違反した事業活動を行う調達先を選定してはならない。

生産パートナーが再委託又は原材料等の調達をしようとするときは、取引を開始する前にワークマンの承諾を得なければならない。

【誠実性】

ワークマンは、生産パートナーとのすべての取引がコンプライアンスを遵守したものでなければならないと考えている。例えば、ワークマンは、賄賂、書類の隠蔽・偽造、詐欺的行為その他一切の非倫理的な行動をとることを許容しない。

【宣誓】

生産パートナーは、本行動規範の内容を完全に理解する。また、本行動規範に違反した場合には、それが直ちに発注の取消し、又はワークマンに属するすべての会社との取引停止につながり得ることを了承する。当該違反が発見された場合、速やかに是正措置を講じることを誓う。生産パートナーは、以下に記入した日付以降、本書面がワークマンと取引を継続する間有効であることを保障するとともに、労働者が本書面を閲覧できるようにしておくことを宣誓する。